

日 時：令和 8 年 2 月 27 日（金）15：30～16：00

場 所：串本町役場 2 階 会議室 4

出席者：田嶋勝正町長、坂本善光教育長、嶋田 豊教育委員、荻野香住教育員、
岡本智保子教育委員、森 博司教育委員
（事務局）杉本隆晴総務課長、宮本紀和総務課副課長、芝崎晴也主任
（教育委員会事務局）吉村 崇教育次長、宮本宏保教育課副課長、山本
隆介教育指導主事、津田和昭教育指導主事

議 事：串本町教育大綱の改訂について

（町長）

皆さんこんにちは。各委員の皆さん方にはお忙しいところ、串本町総合教育会議にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回串本町総合教育会議を開会をいたします。

串本町総合教育会議設置要綱第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

本日は串本町第 3 次教育大綱案についてご協議をお願いをいたします。

計画期間終了に伴い、串本町教育大綱の見直しを行いたいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項の規定により、教育会議における協議をお願いするものであります。

それでは事務局から説明をお願いをいたします。

（事務局）

ではお配りした串本町第 3 次教育大綱案に沿って説明したいと思います。

説明する前にちょっと申し上げるんですけども、教育大綱案と長期総合計画の関係についてなんですけども、教育大綱案はですね、後で説明しますように次期の長期総合計画と整合性を持つように作っております。

が、新たな長期総合計画の案がですね、この 3 月議会の追加議案として提出させていただき予定となっております。

この大綱案と、ちょっと並行して策定作業が進んでおりまして、まだ案という段階ということをご承知いただければと思います。

失礼して座って続きを説明させていただきます。

お配りした大綱案の表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧ください。

最初に、地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき、この教育大綱を作成しておりますということ、また、本日のこの串本町総合教育会議にお諮り

していることをここでまず記載しまして、この教育大綱の策定に関する根拠と策定過程について明記しているところです。

次に中ほどの教育大綱の位置づけの説明です。

この地方教育行政の組織および運営に関する法律の第1条の3の規定によりまして、その政府が定める教育振興基本計画を参酌していること、それと串本町の基本計画で地域づくりの最上位の計画である、長期総合計画との整合性を持ったものということをも明記しています。

次に2ページに移りまして、まずこの教育大綱の計画期間です。

計画期間につきましては、次期長期総合計画の前期計画期間に合わせておりまして、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年度としています。

ただしその期間中に国の基本計画ですとか、長期総合計画の大きな方針転換があった場合は、その計画の途中であっても内容を見直すこととしています。

次にページ中ほどの教育大綱の基本理念についてです。

こちらですね、次期の長期総合計画の教育文化に関わる基本目標である、人とふるさとを愛する、豊かな心を育むまち作り、というのを基本理念として長期総合計画との整合性を持たせています。

次に、ページの一番下の3 基本理念に基づく大綱の目標です。

こちら、長期総合計画の中にまち作りの方向性っていう項目があるんですが、そのなかの教育にかかる次の4項目を本大綱の目標としています。

読み上げますと、1 学校教育の充実、2 生涯学習の推進、3 歴史・文化・芸術の振興、4 青少年健全育成の推進というものです。

次に3ページに移ります。

ここからは各目標の、現状と課題についてこちらで次期長期総合計画から抜粋して記載したものです。

こちらは現行の教育大綱から大きく変わった部分について、主に説明したいと思います。

ここから先はですね、お配りした資料の中の、新旧対照表も併せてご覧いただいたら分かりやすいかと思います。

まず目標の現状と課題の1 学校教育の充実です。

こちらで内容が大きく増えましたのは、まずこの最初の部分の、学校とその地域の協働に関わる部分であるとか、いじめや不登校に対する支援や体制作り

関わる部分というところが、前回の大綱と比べて大きく増加しています。

また、現行の教育大綱策定後に設置されたジオパークセンターであるとか、宇宙ふれあいホール Sora-Miru(ソラミル)の活用についても盛り込んでいます。

それ以外につきましては、次期の長期総合計画の表現に合わせた文言や表現の改正です。

次の4ページに移りまして、2 生涯学習の推進ですが、こちらは新旧対照表を見ていただくと、分かるところなんですけども、こちらも基本文言であるとか、表現に合わせた改正が大部分なんですけど、中ほどの部活動の地域展開に係る分が今回新たに盛り込まれているところです。

4ページ下部の3 歴史・文化・芸術の振興ですが、こちらは大きく増えた部分、4ページ一番下ですけれども、地域の歴史文化をですね、資源と捉えてですね、保存や情報発信に係る取り組みをしていくという部分が、現行の計画より増えている部分です。

ページめくっていただきまして、5ページですが、4 青少年健全育成の推進についてです。

現行の大綱より増えておりますのが、先ほどの SNS を通じたトラブルであるとか、こちらもしじめ不登校の増加など子供さんを取り巻く環境の変化、複雑化というところについて大きく増えているところです。

目標に即した現状と課題については以上です。

続きまして、ただいま説明しましたその現状課題を踏まえました、各目標の基本方針と事業内容についての部分です。

これは教育大綱ということですね、具体的な個別の施策までは記載しておりませんので、ご承知ください。

こちらもち期の長期総合計画をもとに記載しておりますが、その他にも令和7年度のものですけど、学校教育方針における基本方針からも一部抜粋して作成してます。

こちらもち、現行の教育大綱から変更された部分を主に説明したいと思います。

まず1の学校教育部の充実に係る部分ですが、こちらのこの学力の定着であるとか、資質・能力獲得で自他を認め合って協力協働していくための人権学習を充実させる、社会のデジタル化への対応、串本古座高校さんとの連携という部分が、前回の大綱より追加されています。それ以外はおおよそ文言の修正です。

6 ページに移りまして、2 生涯学習の推進についてのところですが、増えましたのが、こちらでもやはりそのデジタル環境の進展に係る部分ですね、そういうのも踏まえた生涯学習の推進に努めます、いうところが増えてございます。

次に3、歴史文化振興、芸術の振興についてですが、こちらは生涯学習の場として、地域文化を活用しようという部分が盛り込まれています。

6 ページ一番下の4 青少年健全育成の推進ですが、こちらで増えましたのは、県が進めるきのくにコミュニティスクールも活用していこう、という部分が追加されています。

大綱自体の説明は以上なんですが、次にですね、今回作りました大綱と国の基本計画との関係性について説明したいと思います。

ご覧いただきたいのが、この A4 縦 1 枚の串本町第 3 次教育大綱の基本方針と国の第 4 期教育振興計画の対応という資料、A4 横で 2 枚ものの、第 4 期教育振興計画(概要)という資料をご覧いただきたいと思います。

この A4 横の資料は、先ほど申し上げた国の基本計画というものの概要になっています。

計画のコンセプトであるとか、国の基本方針が載っておりまして、1 枚めくっていただきますと、国の基本計画の教育政策の目標であるとか、基本施策の事について 2 ページ中ほどから、1 番から 16 番まで記載されています。

これらの 16 の目標のうちですね、この今回説明しました教育大綱案における各目標の基本方針と事業内容がですね、どれと対応しておるかというのを示したものがこの A4 縦の資料です。

国の目標を見ていただきますと、中には町の規模ではちょっと実施できないようなものもありますので、全ての目標に対応できておるわけではないんですけども、国の目標のうち我々の大綱案と対応する部分がですね、この 1 から 16 のうちの 9 種類には対応できておりまして、これをもって国の基本計画も参酌しているという要件は満たしているんじゃないかなと考えております。

事務局からの大綱案の説明は以上です。ご意見よろしくお願いたします。
(町長)

はい、ただいま事務局から説明がありました串本町第 3 次教育大綱について、

なかなか難しい部分があるかと思えますけれども、ご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

特にご意見等ございませんでしょうか？事務局で何か付け加えることはないですか。

(委員)

大体は教育委員会でせなあかんとしても、この項目はこの部署が責任持つるとか、そういうのがあった方が具体化するんじゃないかと思えますけど。これはこれでいいと思えますけど。

例えば具体的なことについては、学校教育の現場なりでこれを受けてやっていくということになってくると思うんですけど、各学校なり、そういう社会教育団体のところに、こういう町の大きな計画、それを知らせるっていうようなことは、やっておるんですか。

そこら辺私どもは今日会議でこれを知らせていただいて、すごいいろんなことに網羅されているなど。それでこういうことを受けて、地方の教育行政なりがやっていくんだなと思うんですけども、やっぱり実際の現場のところにある程度知らせておくっていうことが、必要なっちゃうんかなって思うんですね。

だから、何らかの機会を通じて、町の学校教育、社会教育、そういうところの主たる場所に今後令和8年から12年の町の教育総合計画はこうですよっていうことを知らせてあげていただけたらなと思うんです。

(教育委員会事務局)

教育大綱を作成するにあたってですね、参考になるといいですか、他にもいろいろな計画がありまして、例えば毎年教育委員会で作ってます学校教育基本方針とかですね、こういった中でお知らせするとか。社会教育の方でしたら、これも社会教育振興計画がありまして、これも毎年見直してますのでこういった中ですね、新しい教育大綱を踏まえた内容にやっていけばと想定しております。

(町長)

他にございますでしょうか？

(委員)

校長先生とか（大綱を）持ってない？

(教育委員会事務局)

今は渡してないですけど、またお渡しするようにします。

(事務局)

教育大綱が作られるようになったのが平成 27 年の法律改正に伴うものでして、首長がこういう大綱を定めると。なので今回 2 回目になるんです。

首長が大綱を作るってということになりましたんで、総務課がこの大綱の方の事務局なんですけど、私どももですね、この大綱をどう作っていったいかわかりにくいところも正直なところあります。

施策的には教育委員会の方でほぼ実施していただくものになるのかな、というふうに思っておるんです。

現場にこういったものが周知をされておるのかっていうところになりますと、どうしても教育委員会の方をお願いしてかなあかんかなと思ってまして、今後見直ししていったりとか、あるいは作っていくというときは、今回もそうだったんですけれど、教育課といろいろ連携しながら進めたいなというふうに思ってます。

(委員)

いやすごいこれを作るって、すごい作業だったんじゃないかなって。いろんなことを、状況を把握しながら、良くできてるなって僕は思うんだけど。いや、なんかやっぱなんていうかね、なんか世の中が変わってきてて、今も SNS の話とか。もういろいろ変わってきてる中で、きちっとこの大綱にそういうものを、世の中の今の動きを盛り込んでいくっていうのは、もう大変な作業かなとは思ったんですけども見させて説明してもらって。

そういうことかっていうのはよくわかりました。その教育現場の実際の動きっていうのは、もう細かいところは総務課の方では本当にわからないんですね。そういうところは教育課の方から教えていただきながら、長期総合計画の内容を見ながら作らせていただいたということ。いいと思いますけど。

これを生かしていただけるように、現場で頑張っていたいただきたいなと思います。

(町長)

はいわかりました。特に文言等含め修正がないということでよろしいでしょうか？

では、本案を、串本町第 3 次教育大綱として、長期総合計画の決定後に公表をしていきたい、そのように考えます。

これで串本町総合教育会議を終了ということになります。各委員の皆様方には、本日どうもありがとうございました。